## KSK

# あゆみ会報

2024年11月号 第207号

発行 KSK 神奈川県障害者定期刊行物協会 〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町1752番地 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール3F 横浜市車椅子の会内

編集 湘南あゆみ会

〒254-0807 平塚市代官町 2 1 - 4 SEA 平塚ビル 3 F フレンズ湘南内 TEL/FAX 0 4 6 3 - 2 4 - 0 4 2 0

定価 50円 (会員は年会費に含まれています)

# 報告

## 「平塚市福祉会館まつり」に参加

恒例の平塚市福祉会館まつりは 10 月 18 日 (金) 19 日 (土) の 2 日間にわたって開催されました。展示部門では、日頃 福祉会館を利用して活動している団体の見事な作品(絵画 写真 書道絵手紙 川柳 手作り品などなど)が会議室、廊下に所狭しと展示され、目を楽しませてくれました。障害者団体も1室をいただき、おもいおもいの作品を展示し、湘南あゆみ会は2人の方の個性あふれる絵画を展示しました。販売部門では地域作業所のほか3障害者団体が参加し、湘南あゆみ会はみどり農園の新米、里芋、サツマイモ、長ネギ、間引き大根、柿など季節の野菜を販売したところ、殆どが1日で売れてしまいました。また、一人の当事者の方が日頃の作品を絵はがきにして展示したところ、関心を持って見てくださり、多くの方が購入して下さいました。

3 階の大研修室では歌、踊り、楽器演奏、落語、マジック、カラオケなど日頃の練習の成果が披露され、多くの方で賑わいました。今年も楽しい思い出を残して福祉会館まつりは終了しました。





平塚後見センターよりそい開設 10 周年記念講演会

## 「成年後見制度と制度見直しの動向」

10月29日 上記のテーマで、内嶋順一弁護士(みなと法律事務所)による講演が平塚市中央公民館小ホールで行なわれました。当日はあいにくの雨模様でしたが、会場の席は殆ど埋まり、この問題への関心の高さを示していました。

## I 判断能力の不足を補うための法制度として現行の成年後見制度はある

1 成年後見制度とは?

判断能力が不十分もしくは判断能力が失われた人に代わって、「適切な代理人」を定めて、本人の能力の不足を補い、本人の財産、生命身体の安全を「法的」に図る制度。

- (1) <u>任意後見制度</u> 本人に判断能力が残っているうちに、後見人候補者と後見人に与える代理権 の範囲・内容を本人自らが選び、公正証書を作成して任意後見契約を締結する。判断能力が 不十分になって家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから契約の効力が生じる。
- (2) <u>法定後見制度</u> 裁判所が後見人等を決定する制度 本人の能力喪失の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」に分かれる。

- ① 後見・・・精神上の障害によって事理弁識能力を欠く常況にある人が対象
  - ア 後見人は本人を代理して財産に関する全ての法律行為ができる。
  - イ 本人が行なった法律行為は後見人が取り消す事ができる。
  - ウ 申立について本人の同意は必要ない。
- ② 保佐・・・精神上の障害によって事理弁識能力が著しく不十分な人が対象
  - ア 保佐人は、本人の同意があり裁判所が定めた範囲の法律行為について本人を代理して行 なうことができる。
  - イ 保佐人は、民法13条1項に定める行為や裁判所が必要と認めた法律行為について同意 することができ、保佐人の同意なき時はその行為を取り消す事ができる。
  - ウ 申立について本人の同意は必要ない。
- ③ 補助・・・精神上の障害によって事理弁識能力が不十分な人が対象
  - ア 補助人は、本人の同意があり裁判所が定めた範囲の法律行為について本人を代理して行 なう事ができる。
  - イ 補助人は、民法 13 条 1 項に定める行為のうち、本人の同意があり裁判所が必要と認め た法律行為について同意することができ、補助人の同意なき時はその行為を取り消す事 ができる。
  - ウ 申立について本人の同意が「必要」である。

#### Ⅱ 成年後見制度の利用状況

- 1 概況 (令和5年度最高裁統計)
  - 申立件数:40,951件(昨年より微増) (1)
  - 申立人と本人との関係: 市区町村長 23.6% 本人 22.2% 本人の子 20.0% (2)
  - 知的障害 9.9 % (3) 後見等開始原因:認知症 62.6%

統合失調症 8.8% 高次機能障害 4.1%

- (4) 後見人等と本人との関係:親族 18.1% 親族以外 81.9%
- (5) 親族以外の後見人等の内訳: 弁護士 26.8% (8,925件)

司法書士 35.9% (11,985件)

18.4% (6,132件)

社会福祉士

社会福祉協議会 4.6% (1,532件)

(1,525件) 行政書士 4.6%

市民後見人 (344 件) 1.0%

その他法人 7.7% (2,567 件)

- (6) 成年後見制度の利用者件数:249,484件(前年比 1.8%増)
- 2 利用実態
  - (1) 近年の利用者像
  - ① 利用者は認知症高齢者に限らず判断能力に問題がある障がい者の利用が増加
  - ② 生活保護受給世帯の利用者も増加
  - ③ 親族後見人が激減
  - ④ 市区町村長申立が顕著に増加
  - 上記変化の背景
  - ① 成年後見制度の認知度が上がり、判断能力に問題がある本人への支援がツールとして定着
  - ② 資産も身寄りもなく、判断能力にも問題を抱えているため、支援の網からはみ出して放置さ

れ、法的な権限のある者が本人に代わって資産を管理する必要がある支援困難事案が顕在化。 その象徴が独居住民によるセルフネグレクト(例:ゴミ屋敷)や複合問題を抱える世帯。

③ 親族による後見制度の利用申立が期待できない事案が激増。最後の砦である市区町村長申立 が顕著に増加。

#### Ⅲ 新たな展開を求められる成年後見制度

- 1 現行制度への批判
- (1) 現行の成年後見制度は、財産管理面に偏りすぎている。本人にとって大切なのは「お金」だけではないはず。
- (2) 「保護」的で本人の権利を侵害している。本人の意思決定支援にマッチしていない。
- (3) 成年後見制度以外の社会制度・社会資源との連携が必要。
- (4) 手続や運用が重厚すぎて気軽に利用するにはハードルが高い。
- (5) 成年後見制度の利用により、問題が解決した後も制度の利用を継続するだけのメリットが本人に認められない場合、成年後見制度の必要性に疑問がある。
- 2 成年後見利用促進基本計画〈第1期〉が平成29年から5カ年で進められた
  - ① 本人がメリットを実感できる運用へ。
  - ② 成年後見制度を中核とした権利擁護支援の地域連携のネットワーク作り
  - ③ 不正防止の徹底

#### IV 成年後見制度に関する民法等の大改正

- 1 改正のきっかけ
  - ① 上記批判→成年後見制度利用促進計画の実施
  - ② 国連障害者権利委員会による我が国への総括所見の公表

「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が法の前に等しく認められる権利を保障するために民法を改正すること」を勧告。

- 2 後見に関わる民法改正の主な論点
- (1) 法定後見制度開始に関する論点
  - ① 法定後見制度を本人の意思決定を支援する制度とみるか、権利を制限する制度とみるか。
  - ② 現行の法定後見3類型を維持するか否か。
  - ③ 法定後見制度の開始要件として、必要性、補充性を加えるか否か。
  - ④ 法定後見制度開始の要件として本人の意思を加えるか否か。
- (2) 法定後見制度終了に関する論点
  - ① 本人の判断能力が回復しない場合も、法定後見制度の終了を認めるか否か。
  - ② 法定後見に一定の期間を設定するべきか否か。
  - ③ 法定後見に従来の解任より緩やかな交代という概念を設けるか否か。

#### 以上の論点について、まだ法制審議会の方向性は決まっていません。

- 3 改正スケジュール(予想)
  - (1) 法制審議会における審議 2024年4月~2025年3月
  - (2) 法制審議会における中間試案 2025年5月ごろ
  - (3) 中間試案に対するパブリックコメント 2025 年 6~7 月
  - (4) 法案成立 2026 年度目標



NPO 法人じんかれん研修会

「オープンダイアローグの可能性について」 10月31日 於かながわ県民ホール

講師 鍼灸師・精神科医 森川すいめい氏

オープンダイアローグとは、開かれた対話ということ。対話は一方通行でない話し方。権力など 力を持った人が話す時、一方通行になりがち。親と子ども(当事者)、親と子どもと医師、どちらのケ ースも話の矢印は、質問をして答えさせるという、当事者へ向かう矢印になる。診療の場において は、当事者からの発話、親と医師との間の双方向の対話が難しい。パワーを持っている医療者が経 験値だけで判断をして、説明と説得をして同意(インフォームドコンセント)を得るというパターン が多くオープンの対話とはいえない。最もクローズな対話は資本主義社会、権力支配社会である。 最も上手な対話のできる人は赤ちゃん。

クローズな会話の例

- ・今はその話はしてないから
- 病識がないですね
- お薬を飲みましょう
- ・入院をしましょう…



家族が子供に圧力をかける

オープンダイアローグという言葉は1984年8月27日に誕生した。

フィンランドの臨床心理士セイックラを中心とするケロプダス病院のチームが始めた地域での在 宅治療法。驚くべき治療実績を上げ、世界の注目を集めている。医師、心理士、看護師、親、子ど も(当事者)が座って対話をする。パワーを手放す。意見・決定をしない。一緒に話しながら決めてい く。話しきる。聞ききる。

## イメージ図









最初に連絡を受けたスタッフが 責任者に



依頼を受けてから24時間 以内にミーティング開始



心を開いて・話し合い(オープン・ダイアローグ) 当人のいないところでは、何も決めない





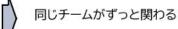








チームの人達の話や、誉め言葉 をよく聞く(リフレクティング)



- ・家族の中だけでは会話の矢印が全部子どもに向かう→子どもがしゃべらなくなる
- ・ネットワークミーティングでは、会話の矢印が子どもに向かわないようにし、今までのいきさつ

(経緯)を聞き、今日 何を話したいかを聞く。当事者に向かって話すのでなくお互いに話すと矢印 があちこちに向き、今まで話せなかった事も話せるようになり、初めて聞く話も出てくる。これを 繰り返すことで回復につながる。

最も大事な原則は、本人のいないところで本人の話をしないこと。

- ・講演の後で日本で実際にやっている所があるかという質問がありました。日本では訪問看護士の 人たちがやりはじめている。フィンランドでは話を聞く中心メンバーは看護士である。
- ・千葉の方で「話す方が回復するよね」という研究が進んでいる。
- ・発想の転換をして対話の実践を始めている会社がある。
- ・石巻には子ども達の意見を取り入れて作った児童館がある。

〈参加して思ったこと〉 2023年10月号のじんかれんニュースに、神奈川県議会代表質問において自民党県会議員おさだ進治氏がオープンダイアローグに対する見解を質問したとありました。 黒岩知事は、しっかり研究したいと答弁していましたが、その後の進展を知りたいと思います。 家族会として実現する方向に働きかけたいと思います。



2024 年度 精神保健福祉ボランティア講座 第1回 11月2日 於平塚市福祉会館

「接し方・話の聞き方について」

講師 湘南精神保健福祉士事務所代表 長見 英知氏

#### 知っておこう! 精神障害 正しい知識で偏見をなくそう!

- ・精神障害は5大疾病(糖尿病、悪性新生物、脳血管障害、虚血性心疾患)の1つで一番数が多い!
- ・日本の精神疾患総患者数はなんと614.8万人!(令和2年度)
- ・5人に1人は一生のうちで一度は何らかの精神障害を体験する!
- ・精神障害は脳の機能不全!
- ・精神障害であることと性格が悪いことはイコールではない!
- ・精神障害者が事件を犯す確率はとても低い! (令和5年度犯罪白書 0.8%)
- 自殺予防のためにも精神障害への理解はとても大切!

#### 精神疾患の割合(令和2年度)

気分〔感情〕障害(躁鬱病を含む)28% 神経症性障害・ストレス関連障害 20% 統合失調症・統合失調感情障害 14% その他の精神及び行動障害 13% 認知症(アルツハイマー病) 13% てんかん 7% 認知症(血管性) 3% 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 2%

#### 自殺者の殆どは心の病をかかえていた

うつ病、躁鬱病など 30% 統合失調症など 18% 不安障害、身体表現性障害 18% パーソナリティ障害 13% 器質性精神障害 6% 適応障害 5%

#### 自殺の危険因子

[訴えや態度] 自殺念慮・希死念慮 絶望感 無力感

〔症状・疾病〕精神疾患がん慢性/進行性の身体疾患身体機能の喪失

[既往歴・家族歴] 自殺未遂 自傷行為 家族・親族の自殺

「生活環境・出来事」親しい人との離別・死別 失職・経済破綻 孤立

**基本はコミュニケーション** 人は皆、自分自身で解決できる力があると信じること

話を聞くときの基本的な姿勢 傾聴:相手の話に目と耳と心を傾ける事

受容:相手をありのまま受け入れようとすること

共感:相手の感情に寄り添うこと

**リカバリーとは・・・** 個人の態度や価値(本人にとって大切なこと)、感情、目標、技術や役割が変化していく過程のことで、これはとても個人的で、人によって異なる過程である。精神の病気に制限があったとしても、何かに貢献し、希望にあふれ、満たされた生活を送る生き方である。

リカバリーには、精神疾患による壊滅的な影響を乗り越え成長する中で、人生についての新たな意味や目標が見いだされて行くことが含まれている。

**自尊感情とは・・・** 自分自身を価値ある者だと感じる感覚。自分自身を好きだと感じること、自分を 大切に思える気持ちのこと。

## 精神の人って どんな人? ・・・・人として尊重されるべき人!!

## これからの予定とお知らせ

## ●秋のバス研修旅行 !!

12月5日(木) 行き先:伊豆修善寺と虹の郷 8時10分 平塚駅南口 JA ビル前集合 8時30分出発 参加費 <u>当事者 2000円</u> <u>家族 4000円 昼食代込み</u> 申し込みは 080-5005-0779 曽我まで 11月20日までにお願いします。



みなさま~ 誘い合わせてご参加くださ~い!

●新年昼食会!!

当事者の方は手帳を忘れないでネ!!

2025 年 1 月 27 日 (月) 午後 1 時~4 時 場所 ひらつか市民活動センターA 会議室

会費 1200 円

昼食をとりながら新年度の活動について大いに語り合いましょう!! 詳細は12月号でお知らせします。





## **こんぺいとうのおしらせ** 精神保健福祉ボランティアグループ

11月30日〔土〕11:00~14:00 サロン 参加費300円 福祉会館調理室・いこい室

12月14日 [十] 13:30~15:30 お茶会 参加費100円 中央公民館3F和室

12月21日〔土〕13:30~15:30 定例会 福祉会館第3会議室